

「特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-建設関係職種等の基準について-」の一部改正について

令和8年7月29日

建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等(令和元年国土交通省告示第269号)の一部改正に伴い、「特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-建設関係職種等の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が改正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P2	第1 技能実習を行 わせる体制の基準 【関係規定】	(技能実習を行わせる体制の基準) 告示第1条 さく井職種、建築板金職種、冷凍空気調和 機器施工職種、建具製作職種、建築大工職種、型枠施 工職種、鉄筋施工職種、とび職種、石材施工職種、タ イル張り職種、かわらぶき職種、左官職種、配管職種、 熱絶縁施工職種、内装仕上げ施工職種、サッシ施工職 種、防水施工職種、コンクリート圧送施工職種、ウェ ルポイント施工職種、表装職種、建設機械施工職種、 築炉職種及び鉄工職種に属する作業、塗装職種の建築 塗装作業及び鋼橋塗装作業並びに溶接職種に属する 作業(以下「建設関係職種等に属する作業」という。) に係る外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習 生の保護に関する法律施行規則(以下「規則」という。)	(技能実習を行わせる体制の基準) 告示第1条 さく井職種、建築板金職種、冷凍空気調和 機器施工職種、建具製作職種、建築大工職種、型枠施 工職種、鉄筋施工職種、とび職種、石材施工職種、タ イル張り職種、かわらぶき職種、左官職種、配管職種、 熱絶縁施工職種、内装仕上げ施工職種、サッシ施工職 種、防水施工職種、コンクリート圧送施工職種、ウェ ルポイント施工職種、表装職種、建設機械施工職種、 築炉職種、 管路更生職種及び鉄工職種 に属する作業、 塗装職種の建築塗装作業及び鋼橋塗装作業並びに溶 接職種に属する作業(以下「建設関係職種等に属する 作業」という。)に係る外国人の技能実習の適正な実 施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(以下

			第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、申請者（規則第五条第一項に規定する申請者をいう。以下同じ。）が規則別記様式第1号1欄の⑦において日本標準産業分類D—建設業を選択している場合に限り、次のとおりとする。 一 申請者が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条の許可を受けていること。 二 申請者が建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。次号において同じ。）に登録していること。 三 技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること。	「規則」という。）第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、申請者（規則第五条第一項に規定する申請者をいう。以下同じ。）が規則別記様式第1号1欄の⑦において日本標準産業分類D—建設業を選択している場合に限り、次のとおりとする。 一 申請者が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条の許可を受けていること。 二 申請者が建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。次号において同じ。）に登録していること。 三 技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること。
--	--	--	--	---